

◆ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料「納付済額のお知らせ」を送付します。

令和4年中に皆さんが納付された次の保険料は、社会保険料控除の対象です。普通徴収(納付書または口座振替による納付)で納付された金額を2月初旬までにお知らせします。

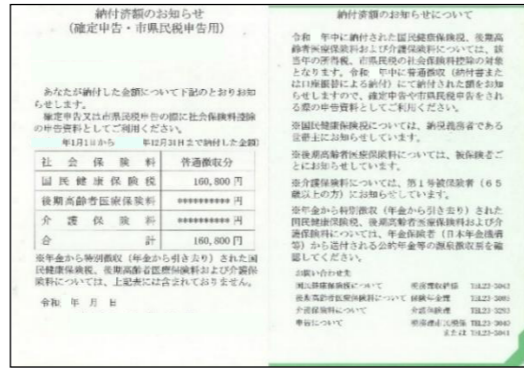
・国民健康保険税は納税義務者(世帯主)に、後期高齢者医療保険料は被保険者ごとに、介護保険料は第1号被保険者(65歳以上の方)に通知します。

・年金から特別徴収(引き取り)された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、年金保険者(日本年金機構等)から送付される公的年金等の源泉徴収票を確認ください。

・このお知らせは申告書への添付義務はありません。申告書作成の資料として利用ください。

◆ 納付済額についての問い合わせ

国民健康保険税は 税務課 収納係 ☎ 23-3043
 後期高齢者医療保険料は 保険年金課 ☎ 23-3085
 介護保険料は 介護保険課 ☎ 23-3293



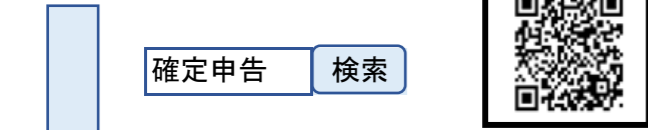
↑ 納付済額のお知らせ

◆ スマホやパソコンを使って自宅で確定申告書が作成できます。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで、1月から申告書が作成できます。

◆ 作成から提出までの流れ

国税庁ホームページへアクセス



申告書の作成はこちらから

画面の案内に従って金額等を入力し申告書を作成

申告書を提出

- ◇ e-Taxの場合
 - マイナンバーカード方式で送信
マイナンバーカード、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はICカードリーダーが必要で。
 - ID・パスワード方式で送信
税務署で職員による本人確認を行った後に発行されたID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)だけでe-Taxで申告できます。

- ◇ 書面提出の場合
 - 松江税務署へ…郵送先: 〒690-8505 松江税務署 ※宛先住所の記入は不要です。
 - 安来市の申告会場へ持参 ※税務署へ取り次ぎます。(中身の確認はしません)

プリンタで印刷

※プリンタを持っていない場合 コンビニなどのプリントサービス(有料)を利用し印刷することができます。(印刷にはアプリのダウンロードが必要です。)

◆ 確定申告書等作成コーナーの操作などの問い合わせ

マイナンバーカードを利用する場合のICカードリーダーの設定等の質問

マイナンバー総合フリーダイヤル
 ☎ 0120-95-0178
 受付時間は時期により変更あり

作成コーナーの操作方法などの質問

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
 月曜～金曜(祝日を除く) 受付時間は時期により変更あり
 ☎ 0570-01-5901
 (全国一律市内通話料金) (携帯電話からは20秒税込11円)

スマホでの申告については、別添の折込みチラシをご覧ください。

令和4年分 確定申告のしおり

◆ 松江税務署では、1月30日(月)から2月13日(月)も確定申告が可能です。(要事前予約)

- ◆ 土日を除きます。また、申し込みが集中し、予約ができない場合があります。
- ◆ 事前予約は国税庁LINE公式アカウントを友だち追加することにより可能となります。友だち追加はこちら→



- ◆ LINE公式アカウント名: 国税庁を友だち追加する。
- ◆ QRコードにより友だち追加する。
- ◆ IDを検索して友だち追加する。(ID: @kokuzei)
- ◆ 電話での事前予約は受け付けていません。

◆ 安来市では、2月14日(火)から受付を開始します。

今年から、受付時間が15時までとなっています。昨年より1時間早く受付終了となります。ご注意ください。

- ◆ 申告会場は大変混み合います。「申告に必要なもの」をよくご覧いただき、事前に書類の準備や集計を済ませておいていただくようお願いします。

- ◆ 完成した申告書を提出される場合は、順番待ちをする必要はありません。申告書の作成は国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用ください。

- ◆ 防災研修棟では、e-Tax用のパソコンを用意していますのでご利用ください。職員による申告受付のための順番待ちをする必要はありません。

出張相談会場		
2月20日 月	赤屋交流センター	10:00～15:00
2月21日 火	比田交流センター	10:00～14:00

◆ 税務署の職員は安来市内の会場には不在です。

税務署の指導により、土地・建物・株式などの譲渡の分離申告(市県民税で完結する場合を除く)、損失申告、青色申告、住宅借入金等特別控除の初年度申告は、市内の会場では受付できません。くにびきメッセでの申告をお願いします。完成した申告書の受取は、例年と同じように行います。

◆ 問い合わせ

確定申告について
 松江税務署 ☎ 0852-21-7711
 自動音声による案内が流れるので「確定申告に関するご相談」は「0」を選択
 ⇒「確定申告テレフォンセンター」につながります。

市県民税 兼 国民健康保険税の申告について
 税務課市民税係 ☎ 23-3040、23-3041

申告の受付カレンダー				
日程	会場			
1月30日～2月13日	松江税務署 税務署、メッセは要予約・整理券あり			
2月14日以降	防災研修棟	広瀬庁舎	伯太庁舎	くにびきメッセ
	受付 9～15時			9～16時
2月14日 火	○			
15日 水	○			
16日 木	○			○
17日 金	○			○
18日 土				
19日 日	○			○
20日 月	○			○
21日 火	○			○
22日 水	○	○		○
23日 木				
24日 金	○		○	○
25日 土				
26日 日	○			○
27日 月	○		○	○
28日 火	○	○		○
3月1日 水	○		○	○
2日 木	○	○		○
3日 金	○		○	○
4日 土				
5日 日				
6日 月	○	○		○
7日 火	○		○	○
8日 水	○	○		○
9日 木	○		○	○
10日 金	○	○		○
11日 土				
12日 日				
13日 月	○			○
14日 火	○			○
15日 水	○			○

※新型コロナウイルス感染症拡大により予定が変更となる可能性があります。最新情報は、安来市ホームページ等によりご確認ください。

所得税の確定申告・市県民税 兼 国民健康保険税の申告

申告が必要な人

申告書は、納税者が自ら作成し、提出していただくことが原則です。

1. 会社員で給与をもらっていて、次に該当する人
 - ア: 年末調整を受けていない人
 - イ: 給与が2か所以上からある人、副業等の収入がある人
2. アルバイト、内職、日々雇用で、給与から所得税が引かれていない人
3. 年金収入のみの人のうち、所得税の精算が必要な人(注)
 - (注1) 公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得が20万円以下の人は確定申告は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、申告が必要です。
 - (注2) 注1により所得税の確定申告が不要な場合でも、市県民税の申告が必要となる場合があります。(「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等)以外の控除を受ける場合や、公的年金等にかかる雑所得以外に所得がある場合。)
4. 家賃・地代などの不動産収入や、土地・建物などの譲渡所得がある人
5. 自営業や、農業を事業として営む人(赤字の場合を含む)
6. 満期保険金等の受け取りや個人年金収入がある人
7. 医療費控除、住宅ローン控除などを受ける人
8. 1～7以外で、課税の対象となる収入がある人

令和4年分確定申告の主な変更点
【様式の変更】
 ・確定申告書Aが廃止され、申告書が1種類になります。
【税制の改正】
 ・住宅ローン控除の控除率が0.7%になります。
 ・事業所得の判断基準が明確化されました。

申告をしないと

1. 確定申告、市県民税の申告は、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の申告も兼ねています。保険の加入者は、申告がないと国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の軽減措置等を受けることができません。これらの保険の加入者であれば、所得が全くない人、所得が非課税年金(遺族年金、障害年金等)のみの人も申告が必要です。ただし、配偶者控除や扶養控除の対象となっている人は除きます。
2. 所得証明などが必要な場合に証明書を発行することができません。

◆ 申告受付会場の新型コロナウイルス感染症対策について

- ◆ 各会場の受付開始は午前9時です。密防止の観点から会場入り口前に並ぶのはご遠慮ください。
- ◆ 会場には、必要最小限の人数でお越しください。
- ◆ 入館時に、マスクの着用、手指の消毒、検温をお願いします。37度5分以上の発熱がある場合、検温やマスク着用にご協力いただけない場合などは、入場をお断りすることがあります。

◆ 申告受付会場の駐車場について

- ◆ 商工会議所、近隣商業施設等には、駐車しないでください。駐車場は右図の黒い太枠の3箇所です。臨時駐車場は、県道沿い申告会場側の9区画のみ利用可能。



申告に必要なもの

前もって書類の準備や領収書などの集計をお願いします。集計が済んでいないと、順番を後に回す場合があります。

- 「確定申告のお知らせ」封書または、はがき(税務署から送付されている場合)
- マイナンバーカード(取得済みの方の場合)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)
- 申告者名義の口座番号(所得税の口座振替納付や還付の場合)
- 前年の申告の書類控え一式(前年に申告した場合)

◆ 収支のわかる書類

- 給与や公的年金の源泉徴収票
- 保険会社等発行の私的年金の額等がわかるもの(「年金支払証明書」「年金額等支払内容のお知らせ」等)
- 集計を済ませた収支内訳書(農業所得、事業所得などがある場合)
 - ・農業所得、事業所得を申告する人は領収書などを集計し、収支内訳書を作成してから会場へお越しください。
 - ・減価償却台帳は市では管理していません。「減価償却費自動計算エクセルシート」を市のホームページで公開していますので活用ください。

◆ 次の控除を受ける場合の必要書類

社会保険料控除	<input type="checkbox"/> 国民年金保険料および国民年金基金掛金については、日本年金機構が発行する証明書または領収書【原本】
生命保険料・地震保険料控除	<input type="checkbox"/> 保険会社等が発行する控除証明書【原本】
住宅借入金等特別控除(2年目以降)	<input type="checkbox"/> 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書【税務署から送付された原本】 <input type="checkbox"/> 住宅資金に係る借入金の年末残高等証明書【金融機関等から送付された原本】
医療費控除 (注1) (注2)	<input type="checkbox"/> 集計を済ませた医療費控除の明細書 <input type="checkbox"/> 医療費通知【原本】(通知を医療費控除に利用する場合) ※ おむつ使用証明にかかる医療費控除を申告する場合 要介護者のおむつ代の医療費控除を受けるには、医師の発行する証明書が必要です。ただし、次の両方に該当する人は、市が発行する証明書で医療費控除が受けられます。 ア: おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降となる人 イ: 「介護保険主治医意見書」により「寝たきり」と「尿失禁」が確認できる人 ◆ 証明書の交付窓口: 介護保険課(安来市健康福祉センター)、市民課 健康福祉・子育て窓口(安来庁舎)、伯太地域センター(伯太庁舎) ◆ 問い合わせ: 介護保険課 ☎ 23-3293
セルフメディケーション税制による医療費控除の特例(注1)	<input type="checkbox"/> 集計を済ませたセルフメディケーション税制の明細書
障害者控除	<input type="checkbox"/> 障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書※など ※ 介護認定を受けている人の障害者控除を申告する場合に必要な認定書 身体障害者手帳をお持ちでなくても、要介護認定を受けている人は、「寝たきり度」、「認知症自立度」の程度により、障害者控除を受けられる場合があります。該当の方が障害者控除を受けるには、市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。 ◆ 認定書の申請窓口: 介護保険課(安来市健康福祉センター)、市民課 健康福祉・子育て窓口(安来庁舎)、伯太地域センター(伯太庁舎) 注: 認定書の発行には約1週間かかります。 ◆ 問い合わせ: 介護保険課 ☎ 23-3293

注1: 「医療費控除」と「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」はどちらか一方の控除を選択する仕組みです。一度申告すると、その申告年の選択を変更することはできません。

注2: 令和2年分以降の申告から、医療費の領収書の添付による医療費控除の申告は行うことができなくなりました。必ず医療費控除の明細書を作成してください。

この特集についての問い合わせ: 税務課 市民税係 ☎ 23-3040、23-3041

→ 確定申告のお知らせ

